

# 乳処理施設の監視指導の徹底について(牛乳による食中毒)

薬生食監発 0818 第 1 号  
令和 3 年 8 月 18 日

各  
〔 都 道 府 県 〕  
〔 保 健 所 設 置 市 〕 衛生主管部 (局) 長 殿  
〔 特 別 区 〕

厚生労働省医薬・生活衛生局食品監視安全課長  
( 公 印 省 略 )

## 乳処理施設の監視指導の徹底について

令和 3 年 6 月に富山市において発生した集団食中毒事案については、同市の調査により、市内の小規模乳処理施設で製造された牛乳を原因とするものと判断されたところです。

本事案の調査の過程において、現時点で因果関係は不明ですが、当該製造施設において製造された牛乳(製品)の一部で大腸菌群が検出されたほか、配管結合部のパッキン等の損傷や乳成分の残存などの施設内の設備の管理不備があったことや、製造及び保存に関する記録が適切に残されていないこと、機器の操作や洗浄作業などについて、一部手順書が作成されておらず作業内容が明確化されていないことなど、HACCP に沿った衛生管理が適切に実施されていないことが確認されております。

ついては、貴管内の小規模乳処理施設に対して、牛乳の製造に係る一連の工程が、各事業所の作成した衛生管理計画等に基づき適切に運用されていることを、厚生労働省が内容を確認した手引書に基づき確認し、不備な点があれば、適切に助言・指導するようよろしく申し上げます。

なお、当該食中毒の病因物質及びその汚染原因等については、現在も引き続き調査・研究が行われていることを申し添えます。

# 令和3年の緊急事態宣言区域及び期間

- 1月8日から2月7日まで、緊急事態措置を実施すべき区域を、埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県とした。【4都県】
- 1月14日から栃木県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県及び福岡県とした。【11都府県】
- 3月7日まで延長するとともに、2月8日から、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県及び福岡県とした。【10都府県】
- 3月1日から、埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県とした。【4都県】
- 3月21日まで延長し、緊急事態措置を実施すべき区域を、引き続き埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県とした。【4都県】
- 3月21日をもって、緊急事態を終了。
- 4月25日から5月11日までとし、緊急事態措置を実施すべき区域を、東京都、京都府、大阪府及び兵庫県とした。【4都府県】
- 5月31日まで延長するとともに、5月12日から、東京都、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県及び福岡県とした。【6都府県】
- 5月16日から、北海道、東京都、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、岡山県、広島県及び福岡県とした。【9都道府県】
- 6月20日まで延長するとともに、緊急事態措置を実施すべき区域に、5月23日から、北海道、東京都、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、岡山県、広島県、福岡県及び沖縄県とした【10都道府県】。その際、緊急事態措置を実施すべき期間を、北海道、東京都、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、岡山県、広島県及び福岡県については5月31日まで、沖縄県については6月20日までとした。
- 北海道、東京都、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、岡山県、広島県及び福岡県について6月20日まで延長した。
- 7月11日まで延長し、緊急事態措置を実施すべき区域を、6月21日から、沖縄県とした。【1県】
- 8月22日まで延長するとともに、7月12日から、緊急事態措置を実施すべき区域を、東京都及び沖縄県とした。【2都県】
- 8月31日まで延長するとともに、8月2日から、緊急事態措置を実施すべき区域を、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、大阪府及び沖縄県とした。【6都府県】
- 9月12日まで延長するとともに、8月20日から、緊急事態措置を実施すべき区域を、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、静岡県、京都府、大阪府、兵庫県、福岡県及び沖縄県とした。【13都府県】
- 8月27日から、緊急事態措置を実施すべき区域を、北海道、宮城県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、岡山県、広島県、福岡県及び沖縄県とした。【21都道府県】
- 9月30日まで延長するとともに、緊急事態措置を実施すべき区域を、9月13日から北海道、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、広島県、福岡県及び沖縄県とした。【19都道府県】
- 9月30日をもって、緊急事態を終了。

# 令和3年のまん延防止等重点措置区域及び期間 1 / 3

## 2021年4月1日 まん延防止等重点措置

令和3年4月5日から5月5日までとする。  
まん延防止等重点措置を実施すべき区域は、宮城県、大阪府及び兵庫県の区域とする。

## 2021年4月9日 区域変更(6都府県)

令和3年4月5日から5月11日までとする。  
・宮城県、大阪府及び兵庫県については、令和3年4月5日から5月5日までとする。  
・京都府及び沖縄県については、令和3年4月12日から5月5日までとする。  
・東京都については、令和3年4月12日から5月11日までとする。  
まん延防止等重点措置を実施すべき区域は、宮城県、東京都、京都府、大阪府、兵庫県及び沖縄県の区域とする。

## 2021年4月16日 区域変更(10都府県)

令和3年4月5日から5月11日までとする。  
・宮城県、大阪府及び兵庫県については、令和3年4月5日から5月5日までとする。  
・京都府及び沖縄県については、令和3年4月12日から5月5日までとする。  
・東京都については、令和3年4月12日から5月11日までとする。  
・埼玉県、千葉県、神奈川県及び愛知県については、令和3年4月20日から5月11日までとする。  
まん延防止等重点措置を実施すべき区域は、宮城県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県及び沖縄県の区域とする。

## 2021年4月23日(適用日:4月25日) 区域変更(7県)

令和3年4月5日から5月11日までとする。  
・宮城県については、令和3年4月5日から5月11日までとする。  
・沖縄県については、令和3年4月12日から5月11日までとする。  
・埼玉県、千葉県、神奈川県及び愛知県については、令和3年4月20日から5月11日までとする。  
・愛媛県については、令和3年4月25日から5月11日までとする。  
まん延防止等重点措置を実施すべき区域は、宮城県、埼玉県、千葉県、神奈川県、愛知県、愛媛県及び沖縄県の区域とする。

## 2021年5月7日 期間延長(~5月31日)、区域変更(8道県)

令和3年4月5日から5月31日までとする。  
・宮城県については、感染状況等に特段の事情がない限り、令和3年4月5日から5月11日までとし、期間の延長は行わないこととする。  
・沖縄県については、令和3年4月12日から5月31日までとする。  
・愛知県については、令和3年4月20日から5月11日までとする。  
・埼玉県、千葉県及び神奈川県については、令和3年4月20日から5月31日までとする。  
・愛媛県については、令和3年4月25日から5月31日までとする。  
・北海道、岐阜県及び三重県については、令和3年5月9日から5月31日までとする。  
まん延防止等重点措置を実施すべき区域は、北海道、宮城県、埼玉県、千葉県、神奈川県、岐阜県、愛知県、三重県、愛媛県及び沖縄県の区域とする。

## 2021年5月14日(適用日:5月16日) 区域変更(10県)

令和3年4月12日から6月13日までとする。  
・沖縄県については、令和3年4月12日から5月31日までとする。  
・埼玉県、千葉県及び神奈川県については、令和3年4月20日から5月31日までとする。  
・愛媛県については、令和3年4月25日から5月31日までとする。  
・岐阜県及び三重県については、令和3年5月9日から5月31日までとする。  
・群馬県、石川県及び熊本県については、令和3年5月16日から6月13日までとする。  
まん延防止等重点措置を実施すべき区域は、群馬県、埼玉県、千葉県、神奈川県、石川県、岐阜県、三重県、愛媛県、熊本県及び沖縄県の区域とする。

## 2021年5月21日(適用日:5月23日) 区域変更(8県)

令和3年4月12日から6月13日までとする。  
・埼玉県、千葉県及び神奈川県については、令和3年4月20日から5月31日までとする。  
・岐阜県及び三重県については、令和3年5月9日から5月31日までとする。  
・群馬県、石川県及び熊本県については、令和3年5月16日から6月13日までとする。  
まん延防止等重点措置を実施すべき区域は、群馬県、埼玉県、千葉県、神奈川県、石川県、岐阜県、三重県及び熊本県の区域とする。

# 令和3年のまん延防止等重点措置区域及び期間 2/3

## 2021年5月28日 期間延長

令和3年4月20日から6月20日までとする。

・埼玉県、千葉県及び神奈川県については、令和3年4月20日から6月20日までとする。

・岐阜県及び三重県については、令和3年5月9日から6月20日までとする。

・群馬県、石川県及び熊本県については、令和3年5月16日から6月13日までとする。

まん延防止等重点措置を実施すべき区域は、群馬県、埼玉県、千葉県、神奈川県、石川県、岐阜県、三重県及び熊本県の区域とする。

## 2021年6月10日(適用日:6月14日) 区域変更(5県)

令和3年4月20日から6月20日までとする。

・埼玉県、千葉県及び神奈川県については、令和3年4月20日から6月20日までとする。

・岐阜県及び三重県については、令和3年5月9日から6月20日までとする。

まん延防止等重点措置を実施すべき区域は、埼玉県、千葉県、神奈川県、岐阜県及び三重県の区域とする。

## 2021年6月17日(適用日:6月21日) 期間延長、区域変更(10都道府県)

令和3年4月20日から7月11日までとする。

・埼玉県、千葉県及び神奈川県については、令和3年4月20日から7月11日までとする。

・北海道、東京都、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県及び福岡県については、令和3年6月21日から7月11日までとする。

まん延防止等重点措置を実施すべき区域は、北海道、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県及び福岡県の区域とする。

## 2021年7月8日(適用日:7月12日) 期間延長、区域変更(4府県)

令和3年4月20日から8月22日までとする。

・埼玉県、千葉県及び神奈川県については、令和3年4月20日から8月22日までとする。

・大阪府については、令和3年6月21日から8月22日までとする。

まん延防止等重点措置を実施すべき区域は、埼玉県、千葉県、神奈川県及び大阪府の区域とする。

## 2021年7月30日(適用日:8月2日) 区域変更(5道府県)

令和3年8月2日から8月31日までとする。

まん延防止等重点措置を実施すべき区域は、北海道、石川県、京都府、兵庫県及び福岡県の区域とする。

## 2021年8月5日 区域変更(13道府県)

令和3年8月2日から8月31日までとする。

・北海道、石川県、京都府、兵庫県及び福岡県については、令和3年8月2日から8月31日までとする。

・福島県、茨城県、栃木県、群馬県、静岡県、愛知県、滋賀県及び熊本県については、令和3年8月8日から8月31日までとする。

まん延防止等重点措置を実施すべき区域は、北海道、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、石川県、静岡県、愛知県、滋賀県、京都府、兵庫県、福岡県及び熊本県の区域とする。

## 2021年8月17日(適用日:8月20日) 期間延長、区域変更(16道県)

令和3年8月2日から9月12日までとする。

・北海道及び石川県については、令和3年8月2日から9月12日までとする。

・福島県、愛知県、滋賀県及び熊本県については、令和3年8月8日から9月12日までとする。

・宮城県、富山県、山梨県、岐阜県、三重県、岡山県、広島県、香川県、愛媛県及び鹿児島県については、令和3年8月20日から9月12日までとする。

まん延防止等重点措置を実施すべき区域は、北海道、宮城県、福島県、富山県、石川県、山梨県、岐阜県、愛知県、三重県、滋賀県、岡山県、広島県、香川県、愛媛県、熊本県及び鹿児島県の区域とする。

# 令和3年のまん延防止等重点措置区域及び期間 3/3

## 2021年8月25日(適用日:8月27日) 区域変更(12県)

令和3年8月2日から9月12日までとする。

- ・石川県については、令和3年8月2日から9月12日までとする。
- ・福島県及び熊本県については、令和3年8月8日から9月12日までとする。
- ・富山県、山梨県、香川県、愛媛県及び鹿児島県については、令和3年8月20日から9月12日までとする。
- ・高知県、佐賀県、長崎県及び宮崎県については、令和3年8月27日から9月12日までとする。

まん延防止等重点措置を実施すべき区域は、福島県、富山県、石川県、山梨県、香川県、愛媛県、高知県、佐賀県、長崎県、熊本県、宮崎県及び鹿児島県の区域とする。

## 2021年9月9日(適用日:9月13日) 期間延長(~9月30日)、区域変更(8県)

令和3年8月2日から9月30日までとする。

- ・石川県については、令和3年8月2日から9月30日までとする。
- ・福島県及び熊本県については、令和3年8月8日から9月30日までとする。
- ・香川県及び鹿児島県については、令和3年8月20日から9月30日までとする。
- ・宮崎県については、令和3年8月27日から9月30日までとする。
- ・宮城県及び岡山県については、令和3年9月13日から9月30日までとする。

まん延防止等重点措置を実施すべき区域は、宮城県、福島県、石川県、岡山県、香川県、熊本県、宮崎県及び鹿児島県の区域とする。

## 2021年9月28日 9月30日でまん延防止等重点措置終了